

土地の形質の変更届出（法第3条及び第4条）について

1. 概要

一定規模以上の土地の形質の変更を行う者は、県に届出を行う必要があります。県は、届出があった場合、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることがあります。

2. 届出義務の対象となる土地の形質の変更

(1) 法第3条関係

対象となる土地：法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地

規模要件：900 m²以上の土地の形質変更

【届出の対象とならない行為】

- 1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2) 軽易な行為その他の行為であって、次にあげる行為

① 次の全てに該当する行為

- ・ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出を行わない。
- ・ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行わない。
- ・ 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50cm 未満である。

② 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

(2) 法第4条関係

対象となる土地：(1) 以外の土地

規模要件：3,000 m²以上の土地の形質変更。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地においては、900 m²以上の土地の形質変更。

【届出の対象とならない行為】

- 1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2) 軽易な行為その他の行為であって、次にあげる行為

① 次の全てに該当する行為

- ・ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出を行わない。
- ・ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行わない。
- ・ 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50cm 未満である。

② 農業を営むために通常行われる行為であって、土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出を行わない場合

③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出を行わない場合

④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

⑤ 都道府県が土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、特定有害物質による汚染がないと判断し、届出対象外として指定した土地の形質の変更

【留意事項】

- ・土地の形質の変更内容が盛土のみである場合は、届出不要
- ・トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積
- ・「土地の飛散又は流出」とは、土地の形質の変更を行う場所からをいう。
- ・「土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。」とは、もっとも深い部分が地表から50cm以上であれば、届出対象となる。
- ・「農業を営むため通常行われる行為」とは、農地等において、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為。耕起、収穫等をいう。
- ・同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000㎡以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあっては900㎡以上）となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出を行うことが望ましい。

3. 届出義務者

(1) 法第3条関係

土地の所有者等

- ・法第3条第1項本文に基づく土壤汚染状況調査と同様、当該調査義務を負う当該土地の掘削権限を有する土地の所有者等

(2) 法第4条関係

土地の形質の変更をしようとする者

- ・土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当
- ・工事の請負の発注者と受注者の関係では、発注者が該当

4. 届出の期限

(1) 法第3条関係

土地を形質変更するときは、あらかじめ届出が必要

(2) 法第4条関係

土地の形質の変更に着手する日の30日前

5. 届出書類

(1) 法第3条関係

様式第6による届出書

添付書類

・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

※掘削部分と盛土部分が区別して表示されていること

(2) 法第4条関係

様式第6による届出書

・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

※掘削部分と盛土部分が区別して表示されていること

・土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

※1 土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類（登記事項証明書及び公図の写し）

※2 当該土地の所有者等の全員の同意を得て、届出と併せて土壤汚染状況調査の結果を提出することができます。

6. 三重県生活環境の保全に関する条例との関係について

土壤汚染を起因とする環境リスクを把握し、健康の保護や生活環境の保全を図るために汚染の早期発見、拡散の防止等の対策を行うことを目的として、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2の規定（平成16年10月1日施行）により、土地の所有者等は、3,000㎡以上（ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場等の敷地にあっては900㎡以上）の土地の形質変更を行おうとするときは、当該土地の地歴を調査し、過去に有害物質の製造、使用その他工場等が立地していたかどうかの確認を行い、その結果を記録しなければならないこととなっています。

調査内容	記録内容
1 特定有害物質の取り扱いを行っていた工場等の設置の状況	過去の当該工場等の設置の有無 有・無
2 土地の利用の状況	形質変更前の地目（ ） 形質変更区域図
3 1の工場等が設置されていた場合、当該工場等における特定有害物質の取り扱い状況	付近の見取り図 施設配置図 取り扱っていた特定有害物質の種類 特定有害物質の取扱い内容（製造、使用、その他の別）等

このため、土地の形質の変更届出時に当該条例に基づき実施した地歴調査の結果を(県様式) 地歴調査結果書として提出いただくとともに、土壌汚染に係る調査を実施している場合にはその調査結果についても提出してください。

7. 届出提出先

提出先	区域	所在地	電話番号
桑名地域防災総合事務所 環境室 環境課	桑名郡、員弁郡、 いなべ市、桑名市	〒511-8567 桑名市中央町 5-71	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室 環境保全課	三重郡	〒510-8511 四日市市新正 4-21-5	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室 環境課	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条 5-117	059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室 環境保全課	津市	〒514-8567 津市桜橋 3-446-34	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室 環境課	多気郡、松阪市	〒515-0011 松阪市高町 138	0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境室 環境課	度会郡、伊勢市、 鳥羽市、志摩市	〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2	0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室 環境課	伊賀市、名張市	〒518-0823 伊賀市四十九町 2802	0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室 環境課	北牟婁郡、尾鷲市	〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1	0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室 環境課	南牟婁郡、熊野市	〒519-4393 熊野市井戸町 371	0597-89-6937

(注) 四日市市内における届出については、四日市市役所が窓口となります。

〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市役所環境部環境保全課

TEL 059-354-8189 FAX 059-354-4412